

1 障害者地域活動支援センターの開設について

- (1) 目的：障がい者の日中の居場所としてレクリエーション活動や部品の組み立て作業等の機会を提供したり、専門職の相談を通し、地域の支援機関等との連携を進め、障がい者の自立を支援する。
- (2) 内容：障害者地域活動支援センターは、障がい者の適性に応じ、様々な活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進する「基礎事業」と、専門職による相談を通し、地域の医療機関・支援機関等との連携や地域のボランティア活動への参加を行う「機能強化事業」を提供する。
市委託事業で、精神保健福祉士や社会福祉士等の有資格者を2名以上配置し、職員は計3～4名で運営する。

【基礎的事業とは】

(居場所)

- ・障がい者に対して、創作活動や各種作業の機会を提供し、社会との交流の促進につなげる。

(具体機能)

- ・手芸・スポーツ・生産活動・農作業を行い、障がい者の居場所を確保する。

【機能強化事業とは】

(相談)

- ・専門職による相談を通し、地域の医療機関・障害福祉事業所等の支援機関につなげたり、地域へのボランティア活動に参加し、障がい者の自立への支援を行う。

(具体機能)

- ・精神科病院や障害福祉事業所の紹介。地域の行事や環境美化等の活動に参加する。

- (3) 開設時期：令和4年10月から

2 社会福祉施設等施設整備事業費償還金補助率の見直しについて

- (1) 制度概要：社会福祉法人等が施設整備を行うにあたり、施設整備事業費及び償還金に対して補助金を交付することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。補助金は2種類ある。いずれも国庫補助金の交付決定を受けたものが対象となる。
- ① 建物建設補助
- ・社会福祉施設の整備に要した費用（基準内）のうち、国 1/2、県 1/4、市 1/4 の割合で補助する。
- ② 償還金補助
- ・建物以外の経費（外構・土地等）に対する借入金のうち、県 1/2、市が残りの金額の 2/3 の割合で補助する。
- (2) 変更内容：②償還金補助の補助割合を、2/3 から 1/4 とする。
- (3) 変更理由：施設整備等により社会福祉施設数は充足しつつあることや、市内他公共施設の償還金補助率、県内他市の状況等を踏まえ、補助率の不均衡な状況を解消するため。
- (4) 変更年月：令和4年4月1日

3 次期（第4期）障害者計画（令和6～11年度）に関する実態調査について

- (1) 概要：第3期磐田市障害者計画は令和5年度末で期間満了となるため、第4期障害者計画策定に向けた基礎資料とするため、令和4年度中に実態調査を行うもの。
- (2) 目的：障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障がいのある人や家族に対し、日常生活の状況や就学・就労等について意見をいただく。また、障がい者雇用推進に向け、企業に対し就労・雇用状況等について意見を伺い、計画策定に生かすことを目的とする。
- (3) スケジュール：調査は、国・県の基本方針等を踏まえアンケート調査を実施する。令和5年度は、実態調査の結果等を踏まえ、第4期障害者計画策定に向けた協議を行う。また、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（令和6年度～8年度）も併せて策定する予定。